

# ハヤヨミ！ 看護政策 No.416

都道府県看護協会長 様  
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部  
2024年1月22日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 薬局・薬剤師の機能強化等に関する 検討会が初開催

— 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 —

### 公開可

#### ◎薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会が初開催

##### 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

12月25日、薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会が開催された。

少子高齢化の進展に伴い、医療需要が増大する一方、医療の担い手確保が困難になる中、在宅患者への夜間・休日等の緊急時や離島・へき地等での薬剤提供が課題として指摘されている。加えて、令和元年改正薬機法により導入された地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局や健康サポート薬局についても、その機能や果たすべき役割などを整理することが必要とされている。これを受け、①夜間・休日及び離島・へき地での外来・在宅医療における薬剤提供のあり方②認定薬局、健康サポート薬局など薬局の機能の在り方を検討する目的で検討会が設置。

初回となるこの日は、今後の検討会の論点が示されると共に、薬剤師の対人業務の強化のための調剤業務の一部外部委託について議論された。本会は、必要な薬剤が訪問看護師の手元にないためタイムリーな対応が困難となっている現状を説明し、実態に基づいた協議を要請した。（執筆：井本常任理事）

#### ◎令和6年度介護報酬改定「運営基準等に関する事項」について議論

##### 介護給付費分科会

1月15日に介護給付費分科会が開催され、令和6年度介護報酬改定「運営基準等に関する事項に係る諮問」について議論された。

運営基準の改正案には、（看護）小規模多機能型居宅介護の管理者が兼務可能な事業所のサービス類型を限定しないことが盛り込まれた（現行制度では併設可能な事業所が全サービスとなっている一方、管理者が兼務可能なサービス類型が限定されていた）。

また、介護保険法改正により看多機のサービス拠点での「通い」「泊まり」におけ

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

る看護サービス（療養上の世話及び診療の補助）の提供が明記されることに伴い、運営基準にもその内容が反映される。分科会では案について異論はなく了承され、社会保障審議会長への報告を経て、厚生労働大臣へ答申される。（執筆：田母神常任理事）

「ハヤヨミ！看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。